

判決年月日	平成 27 年 8 月 4 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成27年(行ケ)10009号		
○ 名称を「流体圧シリンダ及びクランプ装置」とする発明について、請求項 1 の発明の進歩性を否定して、特許を一部無効とした審決を、進歩性判断に誤りがあるとして取り消した事例			

(関連条文) 特許法 29 条 2 項

(関連する権利番号等) 無効 2013－800188 号，特許第 5337221 号，米国特許第 3,540,348 号明細書

判 決 要 旨

原告は，名称を「流体圧シリンダ及びクランプ装置」とする発明についての本件特許（特許第 5337221 号）の特許権者である。被告が，本件特許の無効審判請求をしたところ（無効 2013－800188 号），特許庁は，請求項 1 の発明（本件訂正発明 1）の進歩性を否定して，特許を一部無効とする審決をした（その余の発明については請求不成立としたが，被告からの取消訴訟提起はない。）。

本件訂正発明 1 は，①シリンダ本体内に設置された開閉弁機構内の弁体を流体圧（限定はないが，通常は油圧）でシリンダ内に突出させ，エア通路を開放しておき，②シリンダ内の出力部材（限定はないが，通常はピストン）が移動して上記突出している弁体を押し，エア通路が遮断され，その際のエア圧の変化に基づいて，出力部材の位置を検知するものである。甲 2 発明（米国特許第 3,540,348 号明細書に記載された発明）は，ピストンが左端又は右端に達したときに左右のパイロット弁の開閉状態を切り換え，これにより反転動作可能なようにシリンダ内の流体圧を変化させ，ピストンを連続的に往復動作させるものである。

審決は，本件訂正発明 1 と甲 2 発明との相違点として，甲 2 発明では，ピストンを反転動作可能にしたが検知は不明である点（相違点 2）を認め，次のとおり判断して，相違点 2 は容易想到であるとした。

甲 1（米国特許第 4,632,018 号明細書）のプランジャ型スイッチと甲 2 発明のパイロット弁は，用途もスイッチの構造も共通するから，前者を後者に適用することは容易であるところ，この適用の際，甲 1 のプランジャ型スイッチには位置センサの機能があるから，甲 2 発明のピストンの位置を検知させることも容易に想到できる。

本判決は，次のとおりに認定判断をして，審決の進歩性判断には誤りがあるとして，これを取り消した。

当業者が，自動往復運動をしている甲 2 のピストンの位置を検知しようと試みて，甲 2 のパイロット弁にピストンの位置の検知機能を持たせようとする合理的理由がないから，甲 2 発明のパイロット弁を，検知機能のある甲 1 のプランジャ型スイッチに敢えて置換しようと動機付けられるとはいえない。